蓮如眞筆御文「八万の法蔵」成立考

北西　弘

一

金沢市二俣町の本泉寺（眞宗大谷派）に、蓮如眞筆の、「夫八万法蔵」と呼ばれる左の御文が蔵されている。

夫八万法蔵をしるといふとも　後生をしらさる人を愚者とすと　たとひ一文不知の尼入道なりといふとも　後生をしるを智者とすといへり　しかれは当流のこゝろハ　あなかちにもろ〳〵の聖教をよミ　ものをしりたりといふとも　一念の信心のいわれをしらさる人ハ　いたつら事なりとしるへしされハ　聖人の御ことはにも　一切の男女たらむ身は　弥陀の本願を信せすしてハ　ふっとたすかるといふ事あるへからすと仰られたり　いかなるつミふかき女人なりといふとも　もろ〳〵の雑行をすてゝ一念に弥陀如来　後生たすけ給へとふかくたのミ申さむ人ハ　十人も百人も　みなともに　弥陀の報土に往生すへき事　更々うたがひあるへからさるものなりあなかしこ〳〵

（本紙タテ四七・〇糎、ヨコ五二・五糎）

ここに八万の法蔵というは、八万の法蘊と同じく、八万四千の法門をいう。右御文の文意は、仏教について、どれだけ知識があっても、後世を知らない人は愚者で、たとえ物を知らなくても、後世を願い、信心があれば智者であるといい、真宗の本

義を端的に示したものである。すでに親鸞も、『教行信証』の行巻に、『楽邦文類』巻二を引いて、

仏号甚易レ持　浄土甚易レ往　八萬四千法門　無レ如レ二是之捷徑一　但能報二清晨俛仰之暇一　遂可レ為二永劫不壊之資一

といい、また

信　知大利無上者　一乗真実之利益也　小利有上者　則是八萬四千假門也

と示している。

知識より信仰を、解信より仰信を重視するのが仏教であるが、それを、親鸞や一遍は、本願他力の名で意義付け、開顕してきた。知識や雑行にたよらず、ひたすら後生をたのめと教えたこの御文は、蓮如の教化の要であった。蓮如は日比、真弟や門弟に、「聖教をよくおぼえたりとも　他力の安心をしかと決定なくはいたずらごと也」（『空善記』）といい、「聖教よみの聖教よまずあり　聖教よまずの聖教よみあり　一文字もしらねども人に聖教をよませ聴聞させて　信をとらするは　聖教よまずの聖教よみなり　聖教をばよめども真実によみもせず　法義もなきは　聖教よみの聖教よまずなり」（『実悟旧記』）と語った。

八万の法蔵の御文は、蓮如のこうした思いを、適確に表現したものである。

二

八万の法蔵の御文で、蓮如真筆本として、この本泉寺本と、金沢市四十萬の善性寺本（タテ四六・〇糎ヨコ四七・八糎）は有名である。この御文は、右の軸装本とは別に、御文の古写本にも収録されている。書写の常として、字句の異同も若干みられるが、その意趣にかわりはない。この御文を収録する古写本御文を紹介しておく。

①上越市本誓寺所蔵御文（現存七冊）
　実如証判御文、第七帖の七通目

②堺市真宗寺所蔵御文（二冊）
　実如証判御文。第二帖二通目

③西宮市潮瀬町名塩教行寺所蔵御文（四冊）
　証判なし。室町時代写本
　第四冊の四二・四三・四四・四五通目

④新潟県西蒲原郡間瀬西蓮寺所蔵御文（一冊）
　実如証判御文。第十三通目。

⑤富山県西礪波郡福岡町超願寺所蔵御文（一冊）

実如証判御文　第十通目

⑥高山市岡本町玄興寺所蔵御文（一冊）

実如証判御文　第二十七通目

⑦石川県河北郡内灘町光明寺所蔵御文（一冊）

実如証判御文　第二通目

以上のほか、実如証判御文は多く、逐一これを紹介しないが、ただ、八万の法蔵の御文を収録する写本で、南條文雄氏旧蔵の『十帖御文校本』十冊（第八冊の二・三通目）と、福井市浄得寺所蔵の御文写本（二冊）を紹介しておきたい。

南條旧蔵本については、既に稲葉昌丸氏が、『蓮如上人遺文』の中で、解説を加えているから詳述しない。ただこの十冊本は、第七冊までは年記のある御文を順次収録し、あと三冊は、無年記御文を録し、校合している。八万の法蔵の御文は、第八冊目の第二通、第三通に、二本収録している。つぎに、浄得寺本について、ふれておきたい。

浄得寺本御文二冊は、完本ではない。第一冊目は、文明十一年から、同十五年までの御文十五通を収録し、表紙右上に、おそらく帖数と思うが「三」と記し、右の袖に「松　釈了秀」とある。他の一冊の表紙中央には、「旡年上三十六通」とあり、右上には「五」、袖には同じく「松　了秀」とある。袖書きは、おそらく、この御文の伝持者を示すと思われるが、今のところ特定できない。第二冊目の第十四通に、柳宗悦本御文で、独自な一通といわれてきた加賀一揆に対する御文が、同じく収録されている。この浄得寺本御文のうち、第三十三・三十四・三十五通目に、八万の法蔵の御文が収録されている。当然のことだが、当本成立時に、この御文の制作年代が不明であったことは申すまでもない。

二

八万の法蔵の御文と同内容の文献として、稲葉昌丸氏は、明暦三年版の『類雑集』をあげている（『蓮如上人遺文』）。それには、

「雖通達八万聖教　不知後世者　無智之者也　雖不解一文恐後世者　有智者也」とある。『類雑集』のこの文と、八万の法蔵の御文との関わりはどうか、きわめて重要な問題であるが、それを傍証する史料はない。ただこれらは、いずれも、浄土教思想の本質に関わり、民衆の立場を鼓吹する内容をもつからおそらく中世社会では、大いに喧伝されたことであろう。したが

って、これに類した文章は少なくなかったと思われる。とくに、「一代聖教の所詮は、唯名号なり」といい、「学問にいとまをいれて、念仏申さず、或いは、聖教を執して稱名せざるは、いたづらに、他の財をかぞふるがごとし」（『一遍上人語録』巻下）とうたった時宗に、相似た文章が流布しているのも、当然といえよう。

では、この八万の法蔵の御文は、いったいいつごろ製作され、本泉寺や善性寺本は、いつごろ蓮如が執筆したのであろうか。

四

二俣本泉寺に、『傳来法宝物縁起登録、若松御堂執事』と題する一冊がある。罫紙に、法宝物逐一の縁起を収録したもので、それ自体古いものではないが、法宝物の伝承を記録した貴重な一冊ではある。その中に、八万の法蔵の御文をとりあげ、つぎの如く記している。

「此方ニ掛ケ奉ル一軸ハ　蓮如上人ノ御染筆八万法蔵ノ御文ノ下書ナリ　抑モソノ由来ヲ伺奉ルニ　上人吉崎ニ御逗留ノ砌リ　濱坂浦ト云処ロニ万法院トイヘル山伏アリ　上人ノ御化導ヲ疑謗シ　常ニ隙里ヲ為ケルカ御弟子法敬坊ツ子〳〵　是レヲ欽キ申サレケルヲ　上人聞シ召サレ彼ノ山伏等ヲ仏法ニ引入レント思召シ　深ク御心ロヲ盡サセラレ　経論章疏ニ拠リ玉ハス　天照太神宮ノ御託宣ニ御拠アラセラレ　此御文ヲ御製作マシ〳〵テ彼ノ万法院ニ与玉ヘハ　不思議ナルカナ此ノ御教導ニ感シ奉リ　先非ヲ悔ヒテ后生ノ大事ト云コトヲ知リ　終ニ本願ニ飯シ　上人ニ御帰依申サレシトナリ　尓レハ斯ル御染筆ヲ拜シ奉ルニ付テモ日頃ノ悪心ヲヒルカヘシ邪見ノ心ロヲ改めテ早ク善知識ノ御化導ニ頼ヒ他力信心ヲ決定シテ頓可て　浄土ノ御証リヲ得奉ル身ノ上ト存奉リ　各稱名モロトモ　謹テ拜礼」

これによると、八万の法蔵の御文は、吉崎での製作となる。即ち、文明三年から、同七年八月の間ということになる。この御文が吉崎時代に成ったという考えは、すでに江戸時代からあった。東本願寺の初代講師慧空（一六四四―一七二一）は、『御文欽喜抄』で、同じく第三代講師慧琳（一七一五―一七八九）は、『御文記事珠』で、八万の法蔵の御文について、この御文は、加賀の白山社僧や、禅僧、山伏等に対応し、文明五・六年頃、吉崎で作られたといっている。その根拠は、文明五年十二月十二日付の御文にあると思われる。その眞筆御文は、奈良県の本善寺、富山県の行徳寺、光慶寺、石川県の正

福寺に現存するが、それは、「聖教ヨミノワロキヲナヲサムカ為」に作られた御文である。即ち、越前・加賀の両国で、「聖道ノハテ　或ハ禪僧ノハテナントカ」「字チカラ」をもって、人々を勧化していることを非難し、そうした人々に信心を惑わされてはならないことを教示している。八万の法蔵の御文は、そうした状況に対応して作られたというのである。蓮如の御文は、相手と時所に即して作られたものであるから、この御文が、吉崎で作られたと考えても、内容上、矛盾はない。しかし、もしこの御文が、吉崎で作られたものというなら、何故、吉崎時代の御文を収録した行徳寺本や、下間蓮崇書写御文（文明三年から五年の秋までに作られた御文を書写したもので、俗に瓶子屋の御書という。珠洲市正院町西村家所蔵）に収録されていないのだろうか。眞宗の安心を、最も適確に教示したこの御文が、以上の二本にみられないのは、きわめて不自然である。それは、この御文の成立を考える場合、重要な視点の一つとなろう。

五

八万の法蔵の御文で、蓮如真筆本は、先述の如く、金沢市の本泉寺と善性寺に現存する。両本はともに同内容であるが、とくに、以下二点の相違を注目したい。

一つは、本泉寺本が、文中三ケ所「後生」の言葉を使用しているのに対し、善性寺本が先の二ケ所を「後世」といい、あとの一ケ所のみ「後生」の言葉を使っていることである。この二つの言葉を、御文の用語からみると、決定的に多いのは「後生」で、「後生タスケタマヘ」「後生アヤマタズ」「後生ハ一定」と、晩年は「後生」に統一されたかの観がある。文明十年九月十三日の、如勝尼をいたむ御文に、「今世」に対し「後世」を用いているが、同御文に「後生の一大事」といい、「後生」を用いている。文明五年十二月十二日の御文に、「サレバ聖人ノイハク　タトヒ牛ヌス人トハイハルトモ　モシハ後世者　モシハ善人モシハ仏法者トミユルヤウニフルマフベカラズトコソオホセラレタリ」といい、同七年十一月二十一日付の御文にも「たとひ牛盗人とはよばるとも　仏法者後世者とみゆるやうに振舞べからず」といっている。蓮如は、「後世」という言葉に、複雑な感懐をもっていたのではなかろうか。本泉寺所蔵の御文が、「後生」に統一されていることは、その意味で注意しなければならない。

注目したい第二は、本泉寺本にみられる「志らさる人」「聖人」「女人」「たのミ申さむ人」「十人」の「人」の筆法である。

即ちその「人」はいずれも「𠆢」と書き、第二筆目の中間に抉りがみられる。これに対し善性寺本は、「志らさる人」「聖人」「女人」の「人」のみ「𠆢」と書き、他の「人」は普通の「人」で、抉りがない。

「人」の第二筆目に抉りを入れている一般的な先例で、早見にふれたものをあげると、左の如くである。

①伝空海筆「崔子玉座右銘」(和歌山県宝亀院蔵)
②藤原定家『土佐日記』(前田育徳会蔵)
③慕歸絵詞 (西本願寺蔵)
第一・第二・第九・第十巻にみられる。
但し全部が「𠆢」で統一されているわけではなく、「人」と書いた箇所もある。
④山崎宗鑑「柿本人丸名号」
⑤後奈良天皇宸翰御製詠織女契久和歌 (西本願寺蔵)

以上の他にも、その例は少なくないと思うが、「人」を「𠆢」と書くのは何故であろうか。たんなる筆法の綾なのか、それとも伝承された書法なのか、にわかに判断できない。大方の御教示を待ちたい。

ところで、蓮如は「𠆢」の字を何から学び、何時ごろから使用するようになったのだろうか。

六

蓮如が「𠆢」の字を用いるようになった経緯について、決定的史料はないが、様々考えられる。その中で注意したいのは、先に記した慕歸絵詞の影響である。『空善記』によると、明応六年四月十六日、大坂から上洛した蓮如は、空善をはじめ門弟らに、親鸞の御影、法然の名号、慕歸絵詞を拝ませている。いずれも蓮如が座右においていたものである。蓮如は生涯、名号その他に、先人の特異な字を学び、それを、感慨をこめて使用することがあった。

〔註〕蓮如は、五十四歳頃から、楷書の六字名号に、「南」の字を用いることがあった。それは、往生院本選擇集の巻頭にある「南無阿弥陀佛」の「南」を学ばれたこと、吉崎時代に、「南无阿弥陀佛」の「无」を、「无」と書くことがあったが、それは、父存如の『浄土真要抄』の筆法にならったことなど、すでに指摘した。拙稿「真宗史上の法然聖人」(佛教大学総合研究所紀要第二号所収) 等

を参照されたい。

蓮如が日頃座右に置いて披見した『慕帰絵詞』から、「人」の字を学び、感懐のおもむくところ、これを用いたと考えてよいのではなかろうか。では、蓮如は「人」の字を、どのような所で用いているのか、真筆本に即して考えてみよう。

現存する真筆御文によるかぎり、「人」の字の使用で一番早いのは、金沢市の専光寺に蔵される「多屋内方の御文」である。文明五年十二月八日付のこの御文の中で、第九行目の「女人」の人に「人」の字を用いている。しかし他の「女人」並びに「人」はすべて普通の「人」を書き、第二筆目の中間を抉っていない。この御文と同一の真筆御文が、東本願寺に蔵されているが、「人」はすべて普通の「人」で、「人」は一箇所もない。つぎに、文明五年頃の筆と考えられる十字名号が、福井県の本覚寺に蔵されているが、その上讃の「無人」の「人」は、第二筆目を抉っている。このように、吉崎時代の真筆に、はじめて「人」の筆法があらわれるが、その数はきわめて少ない。むしろ、晩年の真筆に、「人」が多くなるようである。富山県の行徳寺に、蓮如の晩年の筆とみられる御文（「それ一切の女人の」）があるが、その第一行目の「女人」の「人」は、第二筆目を抉っている。また、同時期と思われる奈良県本善寺蔵の、「いまの時の世にあらむ女人」の御文のうち、第一行目の「女人」の「人」、第七行目の「申さむ人」の「人」は、ともに「人」の字を書いている。さらに、大谷大学には、従長用紙に書かれた晩年の真筆御文（「抑男子も女人も」）があるが、これも、第一行目の「女人」の「人」は、第二筆目が抉られている。この御文には、六箇所に「人」の字が使用されているが、右の一字だけが「人」で、他の五箇所は、普通の「人」を書いている。しかし、これと同文の御文が西本願寺にあるが、それは六箇所とも、普通の「人」を書いている。つぎに、これも蓮如晩年の筆と思われるが、『教行信証』の文二幅が、八尾市の慈願寺に蔵されている。二幅中、「人」の字が、聖人と善人の二箇所にある。しかし、ともに「人」と書かれている。

以上、人の字について、若干の例をあげたが、一紙中、「人」と「人」が混在するもの、「人」に統一されているもの、あるいは「人」に統一されているもの、様々である。したがって、書法によって執筆年代を機械的にわりきることができないようにも思われる。しかし、若干の例外は別として、「人」の筆法が、晩年の平仮名の清書本に多いことは、否定できない。これ

は、本泉寺本、善性寺本の真筆御文を考えるとき、重要な一視点となろう。

ところで、両本の執筆年代を考えるとき、注意すべき、もう一つの視点がある。それは「後世」「後生」の、「後」の字の筆法である。

七

吉崎時代の蓮如の筆法で特色のあるのは、「後」、「稱」、「彌」、「緣」、等の筆法である。六字名号の「彌」の字や、真筆御文にみられる以上の字は、とくに旁を二つに分けて書かれている。即ち、「後」の旁は、「示」と「反」に、「稱」は「示」と「冉」に、「彌」は「示」と「冖」に、「緣」は、「示」と「彖」に分割し、書かれている。これについては、拙稿「蓮如上人の筆蹟」(読賣新聞社・高岡市立美術館刊『蓮如上人展図録』所収)に、くわしく考証したから、ここに詳述しないが、これは、以上の真筆二本の執筆年代を考える場合、重要な視点となろう。本泉寺本も善性寺本も、ともに「後生」・「後世」の「後」は、旁を二つに割る文明の筆法ではなく、まさしく、蓮如晩年の筆法である。

以上の点から、本泉寺本を考えると、寺伝では本文の成立を吉崎時代というが、現存本は、晩年の筆跡といわざるをえない。

『実悟旧記』に、

「堺にて兼緣　蓮如上人へ御文を御申候　その時仰られ候年もより候に、むつかしきことを申候　まづはわろき事をいふよ　と仰られ候て、後に仰られ候　仏法だに信ぜば、いかほどなりともあそばしてたまはるべきよし　仰られしと云々」とある。兼緣(蓮悟)が、堺で、蓮如から下付された御文とは、時期からみて、おそらくこの「八方の法蔵」の御文ではなかろうか。その可能性は大である。

善性寺本は、寺伝によると、当寺の開基法慶坊が、大坂御坊で下付されたという。蓮如の大坂在住は、明応五年から同八年までの晩年であるから、善性寺本の筆致からみても、矛盾はない。おそらく真を伝えるものであろう。

八

北前船の豪商であった加賀宮腰(金沢市金石町)の銭屋五兵衛の『年々留』(石川県指定文化財・銭五遺品館所蔵)下巻に、次の記事がある。

長徳寺様〃銀子四百目御取替、此方ニ祖師御眞筆金泥九字御名号・蓮如上人信獲得之御文・八万法蔵之御文・御木仏御免状、〃四品預り置申候（以下略）

銀子四百目の貸金の質として、銭屋五兵衛が、壇那寺長徳寺から預かった四点の法宝物中、蓮如の八万の法蔵の御文が入っている。おそらく、軸装の御文であったと思うが、その所在は明白でない。したがって、それが蓮如の真筆本であったかどうか、確かめる術もない。しかし、これによって、この御文が、ひろく流布していたと考えてもよいであろう。

では、この御文は、いったいどのような機能をはたしてきたか、考えてみよう。

智者と愚者の常識を逆転させたこの御文は、本願寺門徒の自負心を生んだことは、確かである。蓮如は、しばしば門徒に、掟の文を発給し、「諸法諸宗全不可誹謗之事」といい、「於念仏者　国可専守護地頭　不可軽之事」（文明五年十一月付）といましめている。また、「路次大道にても　我々が在所にかへりてもあらはに人をもはばからず　これを讃嘆せしむべからず」つぎには、守護地頭方にむきても、われは他力の信心をゑたりといひて　疎略の儀なく　いよ〳〵公事をまたくすべし」とも注意している。こうした状況が、八万の法蔵の御文によって生まれたと断言するには、なお、考証を必要とするが、同じ信仰内容の教化によって、本願寺教団の威勢がたかまったことは間違いない。当時、門徒農民に、信心と、逆に慢心を与えるような、いわば、アンビヴァレントな内容をもつ教化が推進されていた。この御文自身、そうした内容と機能をもつものとみてよいであろう。

ところで、吉崎時代以降、本願寺教団は、懸命な蓮如の教化にかかわらず、官僚型集団に転向した。蓮如のカリスマ化はもちろん、地方に派遣された蓮如の真弟――一家衆――の権威化が進められた。蓮如が、山田光教寺に住する第七子蓮誓に発給した書状（茶道史料館蔵）には、「何事も〳〵さのミ〳〵結構之儀返々不可然候　ゐ中之躰までにて候ハヽ可然候　京様にて衣裳なとも　結構不可然候也」と注意している。同朋同行をうたう蓮如にとって、好ましくない教団状況が生まれていた、といってよいであろう。そのことを前提にするならば、真弟蓮悟や、直弟法慶坊に与えたと思われるこの御文の意味は深刻である。即ち教団の中で、聖教を読み、ものを知る人を価値付け、

権威化する傾向が、再生しつつあったのではないか。一家衆や門弟たちが、知らず知らずの内に権威づけられていく教団の現状を不安に思った蓮如が、ここに、後生の一大事を知ることの要を、再確認させようとしたのではなかろうか。八万の法蔵の真筆御文は、そのような教団状況に対して発給されたとみてはどうだろうか。

蓮如真筆「八万の法蔵」御文（本泉寺蔵）